

- ④ 其時自船ハ如何ナル處置ヲナスカ
- ⑤ 汽船眞向或ハ幾ント眞向ノ場合ニハ第十八條ニ依リ互ニ針路ヲ右轉シテ替シマス
- ⑥ 汽船北ニ針シテ進航中右舷船首ニ白紅綠ノ三燈ヲ見タルトキハ他船ハ如何ナル方向ニ進行スルモノナルカ
- ⑦ 他船ハ燈火ノ正反對ノ方位ニ向テ進行シ最早ヤ替リ行カントスル汽船ナル故我船ハ其儘針路ヲ保チ行クモ差支アリマセヌ
- ⑧ 其場合ハ他船ヲ右舷ニ見ル船ナル故右轉シテハ不可ナルカ
- ⑨ 然ル場合ニ右轉スルハ違法テアリマス
- ⑩ 右轉シテ適法ノ場合トハ如何ナルトキヲ指スカ
- ⑪ 夜間ニアリテハ互ニ他船ノ兩舷燈ヲ見ルトキニ限り適用スヘキモノニテ綠紅ノ兩燈ヲ前面ヨリ他ノ位置ニ見ルトキハ適用スヘキ場合テアリマセヌ

- ⑫ 夜間ハ兩舷燈ヲ互ニ見ル場合ヲ以テ眞向ノ標準トスルガ晝間ハ何ヲ標準トスルカ
- ⑬ 我船ノ橋ト他船ノ橋ト一直線又ハ幾ント一直線ニ見ユルトキヲ標準トシマス
- ⑭ 北東ニ向テ航進シ右舷船首二點ニ方リ白紅ヲ認メタルトキハ他船ハ如何ナル方向ニ進航スルモノナルカ
- ⑮ 他船ハ西南西稍ヤ西ヨリ約十點間北迄ノ内ニ針路ヲ取り航行スル汽船テアリマス
- ⑯ 其時自船ニ於テハ如何ナル處置ヲナスカ
- ⑰ 第十九條ニ依リ他船ノ航路ヲ避ケテハナリマセヌ
- ⑱ 他船ノ航路ヲ避クルトキハ那方ニ針路ヲ轉スルカ
- ⑲ 右轉シマス
- ⑳ 何故ニ右轉スルカ

- 右轉スルハ他船ノ紅燈ニ對シテ我船ノ紅燈ヲ對向セシムル爲メテアリマス
- 汽船西ニ向テ航行中右舷船首三點ニ白綠燈ヲ見タルトキハ他船ハ如何ナル方向ニ進航シツ、アルカ
- 他船ハ南東ノ東少シク東ヨリ北ノ東ノ約十點間ノ間ニ向テ進行スル汽船テアリマス
- 其他船ニ對シテハ如何ナスカ
- 其儘進行シマス
- 他船ヲ右舷ニ見タル汽船其儘進行シテ可ナルカ
- 他船ノ綠燈ト我船ノ綠燈ト相對シ居ルカ故既ニ替リ居ルモノテアリマス
- 汽船東ニ向テ航行中左舷四點ニ當リ白綠燈ヲ見タリ其時ハ如何ナスカ
- 其儘進行シマス

- 其船ハ替リ行クヘキ船ナルカ
- 其他船ハ南西少シク南ヨリ東南東ノ間ニ向テ我船ノ前面ヲ左舷ヨリ右舷ニ横切リ進行スルモノテアリマス
- 若シ其時兩汽船接近衝突ノ虞アルトキハ就船ニテ船路ヲ避クヘキ義務アルカ
- 他船ハ我船ヲ右舷ニ見ルモノデアリマス故ニ他船ニ於テ第十九條ノ義務ヲ守ラテハナリマセヌ
- 南ニ向テ航行スル汽船右舷正横後一點余ニ方リ他船ノ白紅燈ヲ認メ兩船漸次接近シ來ルトキハ如何ナスカ
- 若シ衝突ノ危険アルトキハ機關ヲ緩メ或ハ停止シテ他船ヲ替ス手段ヲ取ラテハナリマセヌ
- 其レハ何故ナルカ
- 我船ハ他船ヲ右舷ニ見ル義務船テアリマス

他船ハ正横後ヨリ進行シ來ル追越船ニハアラサルカ

舷燈ノ見エサル位置即チ正横後二點以外ヨリ來ルモノニアラサレハ追越船トハ云ハレマセヌ前問ノ如キハ矢張り横切船ニテ第十九條ヲ適用スヘキ筈ノモノデアリマス

北東風ヲ受ケ北ニ向テ航行中左舷船首四點ニ方リ綠燈一個ヲ見タルト

キハ如何ナスカ

他船ハ南東ヨリ東南東ニ向テ我前面ヲ左舷ヨリ右舷ニ横切り航行スル

帆船テアリマス若シ接近衝突ノ虞アルトキハ我船ハ第二十條ニ依リ他

船ノ航路ヲ避ケテハナリマセン

西風ヲ受ケ北ニ向テ航行スル汽船右舷二點ニ紅燈ヲ見タルトキハ如何

ナスカ

他船ノ燈火ヲ船首若クハ左舷ニ見ルマデ右轉シテ他船ヲ替シマス

夫レハ何故ナルカ

他船ハ南々西稍ヤ西ニ向ヒ左舷詰開ニ航走スル帆船ナル故デアリマス

汽船ハ何時モ帆船ニ對シテ航路ヲ避クヘキモノナルカ

帆船ト汽船ト互ニ接近衝突ノ虞アル場合ニハ第二十條ノ規定ニヨリ汽

船ハ帆船ノ航路ヲ避クヘキモノデアリマス

帆船カ汽船ノ航路ヲ避クル場合ハナキカ

帆船ト雖モ汽船ヲ追越シ行クトキハ第二十四條ノ規定ニ遵ヒ追越サル

ハ船ノ航路ヲ替シ行クヘキデアリマス

汽船航行中左舷船首ニ方リテ出現シタル白燈ノ方位變更セス接近シ來

タル趨勢ヲ認メタルトキハ如何ナスカ

其距離近カラサルトキハ船首ヲ一旦其燈火ニ向ケテ方位ノ變更スルヤ

否ヤヲ注視シマス

若シ其距離近キトキハ如何ナスカ

方位變更セサルトキハ其白燈ヲ他舷ニ見ルマデ船首ヲ轉シマス

- 北風ヲ受ケ西ニ向テ航行ノ汽船前面ニ方リ間近ク漁船ノ白燈ヲ見タルトキハ如何ニ替スカ
- 南方ニ替シマス
- 南方ニ替スハ何故ナルカ
- 漁業ニ従事スル帆船ハ其風上ニ網或ハ繩等ノアル處アリ由テ南方ノ風下ニ替シマス
- 汽船航行中右舷正首ニ接近シタル他船ノ白綠燈ヲ見タルトキハ如何ナスカ
- 現時ノ狀況ニ差支ナクハ他船ノ燈火ヲ一點以上ノ方位ニ見ル様船首ヲ左轉シテ其方位ノ變更ヲ儘カメマス
- 何故左様ナルコトヲナスカ
- 夫レハ船首角ヲ開廣スレハ儘カニ方位ノ變更ヲ確ムルコトカ出來マス
- 夜間他船カ船尾ニ衝附ケテ進行シ來ルトキ他船ニ對シテ何カナスヘキ

コトナキカ

- 船尾ヨリ白燈ヲ表示シテ其儘針路ヲ保チ行キマス場合ニヨリ注意喚起ノ爲メ難船信號ト混同セサル様爆裂信號ヲナスモ差支アリマセヌ
- 汽船狹隘ナル水道ニ於テ他船ト出會スルトキ何カ遵守スヘキ規定ナキカ
- 其中流ヨリ右側ニ當ル方ヲ通行スル様ナシマス
- 汽船狹隘ナル水道ニ通航スルニハ必ス中流ヨリ右側ヲ添フテ航行スヘキモノテアルカ
- 夫レハ無難ニ通航シ得ルトキトアルニヨリ絶對的右側ヲ通航スヘシト云フモノテハアリマセヌ
- 汽船航行中島嶼岬角等ノ蔭ヨリ突然他人汽船現ハレ危險切迫ノ位置ニ於テ出會シタルトキハ如何ナスカ
- 權利船義務船ヲ論セス衝突ヲ防クニ最モ適切ト確認シタル手段ヲ取ラ

チハナリマセヌ

然ル場合ニ針路ヲ轉スルトキ他船ニ向テ何カナスコトナキカ

第二十八條ニ依リ我針路ヲ右轉スルトキハ汽笛若クハ汽角ヲ以テ短聲一發左轉スルトキハ二發若シ全速力後退ヲナストキハ三發ヲナシテ航路ヲ轉スルコトヲ知ラサチハナリマセヌ

第二十八條ノ航路信號ハ危險切迫ノトキニノミナスヘキモノナルカ

都テ他船ニ近寄り我船ノ針路ヲ轉スルトキ爲スヘキ通知テアリマス

航路信號ハ他船ニ近寄針路ヲ轉スルトキ必スナスヘキ合圖ナルカ

是非トモナスヘキ信號デアリマス

此ノ航路信號ハ針路ヲ變セントスル前ナスヘキモノカ變シテ後チニナスヘキモノカ

決意着手ノトキニナスヘキモノニテ此信號ヲナシタル以上ハ其信號ノ通り決行スヘキモノチアリマス

汽船夜間航行中機關ニ故障ヲ生シ使用シ能ハサルニ至リタルトキハ第一着ニ如何ナルコトヲナスカ

橋燈ヲ取り入レ全ク運行シ能ハサルトキハ紅燈二個ヲ引揚ケ若シ帆力

ニテ進行スルトキハ舷燈ノミヲ點シ置キマス

晝間ナレハ如何ナスカ

直徑二尺ノ黒球若クハ黒色ノ形象二個ヲ上下六尺ヲ隔テ連掲シテ表示シマス

帆ヲ用テ運行スル場合ニハ如何ナスカ

煙突ヲ引下ケテ全ク汽力ヲ用ヒサルヲ示シマス

若シ其煙突ヲ引下クルコトカ出來サルトキハ如何ナスカ

前方ノ最モ見得易キ處ニ直徑二尺ノ黒球若シクハ黒色ノ形象一個ヲ掲ケ置キマス

汽船航通瀕繁ナル海路ヲ通航スルニ際シ風位俄カニ船尾ニ回リタルト

キハ如何ナル警戒ヲナスカ

⊙ 自船ノ煤煙前面ヲ蔽抹シ爲メニ接近シ來ル他船ノ燈光ヲ見誤ル虞アリト思フトキハ狀況ノ許ス限り針路ヲ少シク安全ナル側ニ轉ジテ進行スル様イタシマス

⊙ 夜間航行ノ汽船黎明ニ迄バ、如何ナスカ

⊙ 船燈ヲ撤去シマス

⊙ 夜間入港ノ汽船投錨シタルトキハ第一若ニ何ヲナスカ

⊙ 橋燈船燈ヲ取入レ碇泊燈ヲ掲ゲマス

⊙ 帆船入港投錨シタルトキハ如何ナスカ

⊙ 船燈ヲ取ノ入レ碇泊燈ヲ掲ゲマス

⊙ 汽船航行中正首以外ニ見タル帆船ニ對シテ其儘針路速力ヲ保チ進航シテ差支ナキ場合ヲ述ベヨ

⊙ 兩船燈ヲ同時ニ見ルトキ彼我同船或ハ彼我船燈同色相對スルトキ彼我

船燈異色相對スルモ其方位著シク變更スルトキ及ビ正横後二點以外ヨリ自船ヲ追越シ來ルトキハ其儘進行スルナリ

⊙ 汽船ニ對シテハ如何

⊙ 矢張り正首以外ニ兩船燈ヲ同時ニ見ルトキ彼我同船相對シ或ハ彼我船燈同色相對スルトキ他船ノ右舷ハ我カ左舷ト對シ或ハ他船ノ綠燈我カ

紅燈ニ對スルモ並行シタルトキ及ビ正横後二點以外ヨリ我船ヲ追越シ

來ルトキハ其儘懸念ナク進航シマス

⊙ 汽船夜間航行中正首以外ニ方ル如何ナル燈火ニ對シテ警戒ヲ加フヘキカ

⊙ 正横前ニ當ル帆船ノ燈火異色相對スルトキ及ビ右舷ニ方リ汽船ノ紅燈

ヲ見ルトキハ警戒ヲ加ヘ其方位變更ヲ確認セサレハ時機ヲ愆タス本法

ノ規定ヲ適用セテハナリマセヌ

⊙ 本法ノ規定ヲ適用スヘキ至當ノ時機トハ如何ナル場合ヲ指スカ

⊙ 互ニ近寄リテ衝突ノ虞レアル場合衝突ヲ防クニ充分ノ時機テアリマス

- 若シ時機ヲ愆タハ如何ナル責アルヤ
- 本法違犯ニナリマス
- 如何ナル事柄カ本法違犯テアルカ
- 過失懈怠又ハ不當ノ行爲ニヨリ衝突ヲ惹起シタル場合ヲ申シマス
- 過失トハ如何ナル行爲ヲ云フカ
- 海員タル常識ヲ以テ思慮スレハ普通免レ得ヘキ注意ノ欠ケタル行爲ヲ云フモノテアリマス
- 懈怠トハ如何ナル行爲ヲ云フカ
- 點燈信號又ハ見張其他海員ノ常務又ハ臨機ノ處置ニ必要ナル注意等ノ應爲義務ヲ怠リタル行爲ヲ申シマス
- 不當行爲トハ如何
- 疎虞怠慢ノ爲メ又ハ故意ニテ本法ニ背戻ノ場合ヲ云フモノテアリマス
- 本法違犯ノ責ハ何人ノ負フヘキモノナルカ

- 船主及ヒ船長場合ニヨリ海員ニ至ルマテ其責ヲ免ルヘカラスト本法二十九條ニ規定シテアリマス
- 船主ハ如何ナル責ヲ負フヘキカ
- 船員ノ本法違犯ニヨリ惹起シタル加害衝突ノ損害ニ就テハ被害者ニ對シテ補償ノ義務ヲ負ハテハナリマセヌ
- 船長ニハ如何ナル責罰アルヤ
- 船長ノ過失懈怠不當行爲ニ對シテハ海員懲戒法ニ依リ處分ヲ受クル外死傷者アル場合ニハ尙ホ刑法ニ依リ過失殺傷罪ニ問ハレ若シ其行爲ノ故意ナルトキハ刑法第四百十五條ノ船舶覆没ノ罪ニ問ハレ無期徒刑死亡者アレハ死刑ニ處セラルヘキモノテアリマス
- 海員ニ對シテハ如何ナル制裁アルカ
- 免狀ヲ有セサルモノハ海員懲戒法ノ所分ヲ受クルコトカアリマセン
- 兩船衝突ノ場合ニハ加害者ハ必ス被害者ニ對シテ損害ヲ補償スヘキ義

務アルヘキモノナルカ

○ 夫レハ民事上ノ問題ニ涉リマスケレトモ互ニ補償ノ義務ナキ場合ト被

害者都テ賠償ノ義務アル場合トアリマス

○ 両者賠償ノ義務ナキ場合トハ如何ナル場合ナルカ

○ 天災ノ如キ不可抗力ノ爲メ衝突ノ發生シタル場合テアリマス

○ 被害者ニ於テ損害填補ノ義務アル場合ハ如何

○ 被害者ノミ過失アリタルトキテアリマス

○ 両者ニ過失アリ其程度判明セサルトキハ如何ニ賠償ノ義務ヲ分擔スル

カ

○ 商法海商篇ノ規定ニヨリ両者損害ヲ平分シテ負擔スヘキテアリマス

○ 両者ニ過失アリ其程度ニ差アルトキハ如何

○ 民法ノ規定ニヨリ裁判所ハ賠償ノ額ヲ定ムルニ斟酌スヘキテアリマ

ス

○ 衝突損害ハ如何ナル程度マテ辨償ノ義務アルヘキカ

○ 所有者ニ過失アラサレハ當時ノ船舶運送貨及ヒ船舶所有者ノ船舶ニ付

有スル債權ヲ悉ク委付スルニ於テハ其責ヲ免ル、コトヲ得マス如何ニ

損害大ナルモ其以外ニ及ホスコトハアリマセン

○ 衝突ノ損害ハ何年タツテモ請求シ得ヘキモノテアルカ

○ 一ケ年ヲ經過スレハ時効ニヨリ消滅シマス

○ 衝突ノトキ船長ガ第一着ニナスヘキハ如何ナルコトカ

○ 両船引離スモ危険ナキヤ否ヤヲ確認シ危険ナキトキハ速カニ引離シテ

自船ノ被リタル損害ノ狀想漏水ノ如何ヲ檢スルコトテアリマス

○ 踵テ如何ナルコトヲナスカ

○ 自船ニ急迫ノ危険ナキトキハ及フ限リ他船ヲ救助シ又我船名、船籍、發着

港名ヲ通知シテ他船ノ船名、船籍、發着港等ヲ聞キ取り置カテハナリマセ

ン

- 問 若シ救助ヲナサス船名ヲモ通知セサルトキハ如何ナル制裁アルカ
- 答 船員法第五十三條ニ依リ處分ヲ受ケテハナリマセン
- 問 豫防法ノ規定中地方廳ノ制定シタル港灣湖川等ニ係ル地方取締規則ト
- 答 抵觸アル場合ハ如何スヘキヤ
- 問 地方長官ニ於テ特ニ制定シタルモノナルトキハ其規則ヲ遵守シテ差支
- 答 ヘナキコトハ本法ノ認ムル所デアリマス所謂特別法ハ普通法ニ勝ルノ
- 問 効力アルノテアリマス
- 答 點燈信號ニ就キ例外ノ場合アルカ
- 問 艦隊列ヲナシテ航行シ又ハ運送船カ軍艦ニ護送セラルトキ杯ニ用フ
- 答 ル列位燈及信號燈ヲ揭示シタリ又ハ政府ノ許可ヲ受ケ登簿公告ノ手續
- 答 ヲ經タル識別信號ヲ使用スルハ本法ニ於テ是認シ居ル所デアリマス

海上衝突豫防法問答終

明治卅九年七月一日印刷
 明治卅九年七月五日出版
 明治四十年四月二十日再版
 明治四十年五月八日再版

複製
 許
 ズ

發行者 大阪西區本田三番町三十五番地 中山信成
 印刷者 大阪西區阿波座中通一丁目二七一 岩井龜次郎
 發行元 大阪西區本田三番町三十五番地 海士學館
 賣捌所 大阪西區南安治川一丁目二七五 吉田虎三郎
 賣捌所 大阪東區南本町四丁目 三宅莊藏

28

自船ノ受居ル風	他 船 ノ 燈 火	他 船 ノ 受 ケ 居 ル 風	自船ノ爲ス ヘキ措置	適用ノ條項
右舷詰開 	正首ノ兩舷燈 風上船首ヨリ正横間ノ紅燈 風下船首四點以内ノ綠燈 風下正横前四點以内ノ綠燈	左舷受ノ追手 追手 左舷開 右舷詰開	其儘 同 同 場合ニヨリ替ス	第十七條第一項 同 同 替ス場合ハ四項
左舷詰開 	正首ノ兩舷燈 風上船首ヨリ正横間ノ綠燈 風下船首四點以内ノ紅燈 風下正横前四點以内ノ紅燈	右舷受ノ追手 追手若クハ船尾 右舷詰開 左舷詰開	其儘 同 詰開ノ時ハ替ス 場合ニヨリ替ス	第十七條第一項 同 同條第二項 同條第四項
右舷正横 	正首ノ兩舷燈 風上船首四點以内ノ紅燈 風上正横前四點以内ノ紅燈 風下船首二點以内ノ綠燈 風下正横前四點以内ノ綠燈	左舷正横 左舷或ハ右舷ノ追手若クハ船尾 右舷追手或ハ船尾 左舷詰開 右舷開或ハ詰開	其儘 同 同 替シ行ク 同	同條第三項 同三四及五項 同四又ハ五項 同一項 同一又ハ五項
右舷正横後二點 	正首ノ兩舷燈 風上船首ヨリ六點間ノ紅燈 風上正横ノ紅燈 風下船首ヨリ正横間ノ綠燈	左舷詰開 左舷追手若クハ船尾 右舷追手若クハ船尾 右舷開若クハ右舷追手	替シ行ク 其儘 同 替シ行ク	同一項 同三又ハ五項 同四又ハ五項 同一又ハ四項
右舷コフター 	風上船首二點以内ノ紅燈 風上船首二點以後正横迄ノ紅燈 風下船首ヨリ正横間ノ綠燈	左舷詰開 左舷追手若クハ船尾 右舷詰開若クハ右舷追手	替シ行ク 其儘 替シ行ク	同第一項 同三又ハ五項 同一又ハ四項
左舷正横 	正首ノ兩舷燈 風上船首二點以内ノ綠燈 風上船首二點以後正横迄ノ綠燈 風下船首二點以内ノ紅燈 風下正横前四點以内ノ紅燈	右舷正横 右舷追手 右舷或ハ左舷追手若クハ船尾 右舷詰開 左舷詰開或ハ追手	替シ行ク 同 其儘 替シ行ク 同	同三項 同 同四又ハ五項 同一項 同一又ハ四項
左舷正横後二點 	正首ノ兩舷燈 風上船首四點以内ノ綠燈 風上正横前四點以内ノ綠燈 右舷船首ヨリ正横マテノ紅燈	右舷詰開 右舷追手 左舷追手若クハ船尾 左舷詰開或ハ追手	替シ行ク 同 其儘 替シ行ク	同一項 同三項 同四又ハ五項 同一又ハ四項
左舷コフター 	風上船首ヨリ六點マテノ綠燈 風上正横前二點以内ノ綠燈 風下船首ヨリ正横マテノ紅燈	二點以内ハ右舷詰開 二點以外ハ右舷追手 船尾或ハ右舷追手 左舷詰開或ハ追手	替シ行ク 其儘 替シ行ク	同一又ハ三項 同四又ハ五項 同一又ハ四項

252
891

終

